

「専門実践教育訓練」と 「専門実践教育訓練給付金制度」のご案内

厚生労働省では、労働者の方のキャリアアップを支援するため、中長期的なキャリア形成に資する講座を「専門実践教育訓練」として指定しており、該当する講座を受講し、一定の要件に該当した場合には、「専門実践教育訓練給付金」及び「教育訓練支援給付金」の支給を行っています。

平成27年10月現在、富山県内の「専門実践教育訓練」の対象となっている講座は、以下のとおりであり、全国の指定講座一覧については、厚生労働省のホームページでもお知らせしています。

(教育訓練給付制度の指定講座についてはこちら http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_M_kensaku_)

また、「専門実践教育訓練給付金」及び「教育訓練支援給付金」の概要は次ページ（裏面）のとおりです。ぜひご利用ください。

目標とする資格等名称	施設名	講座名	実施方法	昼夜	訓練期間
職業実践専門課程(情報処理)	富山情報ビジネス専門学校	情報システム学科	通学	昼間	24ヵ月
職業実践専門課程(情報)	富山情報ビジネス専門学校	デジタルメディア学科	通学	昼間	24ヵ月
職業実践専門課程(情報)	富山情報ビジネス専門学校	インターネットビジネス学科Webコース	通学	昼間	24ヵ月
職業実践専門課程(情報)	富山情報ビジネス専門学校	インターネットビジネス学科システム運用コース	通学	昼間	24ヵ月
職業実践専門課程(商業実務その他)	富山情報ビジネス専門学校	医療事務学科	通学	昼間	24ヵ月
介護福祉士	富山福祉短期大学	社会福祉学科 介護福祉専攻	通学	昼間	24ヵ月
保育士	富山福祉短期大学	幼児教育学科	通学	昼間	24ヵ月
美容師	専門学校 富山ビューティーカレッジ	衛生専門課程美容科(昼間)	通学	昼間	24ヵ月
介護福祉士	北陸ビジネス福祉専門学校	介護福祉学科	通学	昼間	24ヵ月
精神保健福祉士	北陸ビジネス福祉専門学校	精神保健福祉学科	通学	昼間	12ヵ月
助産師	富山県立総合衛生学院	助産学科	通学	昼間	12ヵ月
保健師	富山県立総合衛生学院	保健学科	通学	昼間	12ヵ月
建築士	富山クリエイティブ専門学校	建築学科建築設計コース	通学	昼間	24ヵ月

専門実践教育訓練の指定講座について

全指定講座数：1,839講座(平成27年7月31日現在)

①業務独占資格または名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程

(訓練期間原則1年以上3年以内)
講座数) 1,087講座
例) 看護師、介護福祉士、等

②専修学校の職業実践専門課程

(訓練期間2年)
講座数) 680講座
例) 商業実務、動物、経理、簿記等

③専門職学位課程

(訓練期間原則2年または3年以内)
講座数) 72講座
例) ビジネス・MOT等

④大学等の職業実践育成プログラム

(訓練期間120時間～2年以内)
※平成28年4月～指定講座開始

【講座指定の問い合わせ先】

厚生労働省 職業能力開発局 キャリア形成支援課
住所 〒100-8916 千代田区霞が関1-2-2
電話 03-5253-1111 FAX 03-3502-8932

専門実践教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給するもの。

<給付の内容>

- ◆ 受講費用の40%(上限年間32万円)を6か月ごとに支給
- ◆ 訓練終了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加支給

<支給要件>

- ◆ 雇用保険の被保険者期間10年以上(初回の場合は2年以上)を有する方

教育訓練支援給付金の概要

専門実践教育訓練を受講する45歳未満の若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の50%を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの(平成30年度末までの暫定措置)

※ 教育訓練給付制度についてはこちら

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyouounouryoku/career_formation/kyouiku/

※ 「専門実践教育訓練給付金」及び「教育訓練支援給付金」の詳細については、最寄りの各ハローワークへお問い合わせください。

